

重度訪問介護とは

重度訪問介護とは、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスのなかのひとつに分類されています。

まず障害福祉サービスは大きく2つに分けられます。

- ① 日常生活上の支援や介護を受ける「**介護給付**」
 - ② 自立した日常生活・社会生活・就労へ向けて訓練を行う「**訓練等給付**」
- です。

重度訪問介護は、ひとつめの「介護給付」に分類されています。

厚生労働省では、重度訪問介護を以下の通りに規定しています。

「**重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に入院又は入所している障害者に対して意思疎通の支援その他の支援を行います。**」

重度訪問介護のサービス内容は大きく以下の4つに分けられます。

① 身体介護

身体介護には入浴（清拭）、排せつ、食事（水分補給・服薬）、着替えの介助、体位交換、起床・就寝介助、身体整容（爪切り）などが含まれます。ただし、摘便や床ずれ処置などの医療行為は認められていません。

② 家事援助

家事援助では、調理、洗濯、掃除、衣類の整理・補修、ベッドメイク、生活必需品の買い物、などの支援を受けることができます。

重度訪問介護だけでなく居宅介護にも当てはまることですが、掃除や洗濯、調理などは利用者本人の分のみがサービス対象となります。

同じ家の中で家族が同居している場合、どこまでが利用者の生活スペースであるかを家族と介護スタッフとであらかじめ話し合っておきましょう。浴室やトイレ、リビングなど、利用者以外の家族も共有して使うスペースについては対象外となります。

③ 移動介護

移動介護とは、外出時における移動の支援や移動中の介護のことを指します。

このときの外出とは、「社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動など社会参加のための外出」とされています。

例えば、通勤や営業などの経済活動にかかわる外出や、長期にわたる外出、社会生活上必ずしも必要とはいえない外出については対象外となるので注意が必要です。

④ その他

重度訪問介護では、1日3時間以上を基本として長時間にわたって介護を行います。

「身体介護」や「家事援助」の間に発生する「見守り」の時間帯についても、重度訪問介護のサービス対象となっています。

また必要性が認められる場合は、12時間、24時間といった長時間のサービス利用が可能なことも、重度訪問介護の特徴です。この場合は6時間ないし8時間ほどでヘルパーが交代し、常時障害者の方に付き添うことになります。

重度訪問介護を含む障害福祉サービスを受けるには、下記の一定の条件があります。

- ① 身体に障害のある方（身体障害者手帳の交付を受けておられる方）
- ② 知的障害のある方
- ③ 身体障害または知的障害のある児童
- ④ 精神障害（発達障害を含む）のある方
- ⑤ 難病患者等で一定の障害のある方

で、居住地の市区町村に申請して障害支援区分の認定を行い、支給決定を受けている必要があります。

さらに、重度訪問介護を受ける条件として、厚生労働省では以下の通り規定しています。

・障害支援区分が区分4以上（病院等に入院又は入所中に利用する場合は区分6であって、入院又は入所前から重度訪問介護を利用していた者）であって、次のいずれかに該当する者

次のいずれにも該当する者

- (1) 二肢以上に麻痺等があること
- (2) 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること
- (3) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者

障害支援区分とは、1～6までの6段階設けられています。数字が大きいほど介護が必要な量が多いことを示します。重度訪問介護では、まず区分4以上（入院・入所中の方は6）であることが条件となります。

さらに1.（1）では手足の二肢以上に麻痺や障害があること、（2）では「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のすべてにおいて介護が必要な状態である方が対象ということになります。

2. の「行動関連項目等」とは、以下の12の項目です。

- ① 本人独自の表現方法を用いた意思表示
- ② 言葉以外の手段を用いた説明理解
- ③ 食べられないものを口に入れる
- ④ 多動又は行動の停止
- ⑤ パニックや不安定な行動
- ⑥ 自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為
- ⑦ 叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為
- ⑧ 他人に抱きついたり、断りもなくものをもってくる
- ⑨ 環境の変化により突発的に通常と違う声を出す
- ⑩ 突然走っていなくなるような突発的行動
- ⑪ 過食・反すうなどの食事に関する行動
- ⑫ てんかん発作（医師意見書）

上記の12項目について、それぞれ0-2点までの3段階に分けられ、24点満点で採点されます。この点数が高いほど障害が重いことを示しています。この項目で合計10点以上となった方が、重度訪問介護の対象となります。